

入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和 5 年 5 月 2 3 日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹
(公 印 省 略)

1 工事概要

- (1) 工 事 名：春日井宿舎洗面台取替工事
- (2) 工事場所：愛知県春日井市西山町 1 5 6 7 - 1
陸上自衛隊春日井宿舎（2・3 号棟）
- (3) 規 格：仕様書のとおり
- (4) 工 期：令和 6 年 3 月 2 9 日
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 5 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」「管工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D 等級以上、「管工事」C 等級以上のいずれかであること。
- (5) 平成 19 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了

した工事のうち、本工事と同等の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）

（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 二級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。（建築工事の場合）

イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停

止を受けていないこと。

- (9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築一式工事」「管工事」のうち、令和元年度以降令和4年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 近畿中部防衛局管轄区域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に当該工事業にかかる許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札に関する事項

〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊

担 当：赤塚（あかつか）

TEL：0568-81-7183（内線345）

FAX：0568-81-9072

E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊 管理科営繕班

担 当：湯本（ゆもと）

TEL：0568-81-7183（内線371）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年5月23日から令和5年6月9日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時00分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

中部方面会計隊のHP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mea/mafin>) でダウンロード若しくは陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊において交付を行う。なお、メール又はFAXによる交付にも対応する。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限：令和5年6月9日 午後5時00分

イ 提出方法：陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限：令和5年6月29日 午後5時00分

イ 提出方法：陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時：令和5年6月30日 午後1時30分

イ 場 所：陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
入札室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金：免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (3) 契約保証金：免除。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行うものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。落札者が契約を履行しない場合は、違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(14) 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

(15) 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は

名称、住所及び代表者氏名並びに工事件名を記載する。

契約担当官は、入札書及び工事費内訳明細書を受領する際に、持参した者について、入札書を提出する権限の有無を委任状により確認して、入札件名、開札日時及び会社名が記載された封筒を受領し、その場で開封し、入札書在中と記載された封筒及び工事費内訳明細書の入った封筒を確認し、受領書を2部作成の上、1部を交付することとする。

(16) 郵便入札にて実施する。

E-mail



中部方面会計隊 HP



春日井宿舍洗面台取替工事

件 名	春日井宿舍洗面台取替工事						図 番	1 / 6
業務隊長	管理科長	営繕班長	厚生科長	厚生班長	給排水係長	施設管理	管 財	設 計 者
了	了	了	了	了	了	了	了	了
陸上自衛隊春日井駐屯地管理科営繕班								

仕 様 書

- 1 工事件名 春日井宿舍洗面台取替工事
- 2 工事場所 陸上自衛隊春日井駐屯地春日井宿舍（２・３号棟）
愛知県春日井市西山町１５６７－１
- 3 工事時期 契約日～令和６年３月３１日
- 4 工事概要 本工事の概要は、下記に示すとおりである。

項 目	概 要	数 量	備 考
機械設備 工 事	化粧洗面台撤去 500mm	80組	JIS A 5207 適合品
	化粧洗面台新設 600mm	80組	ミラキャビネット含む
	アングル止水栓新設 13A	160個	
	通水・通電試験	1式	
	産業廃棄物収集運搬処理	1式	

- 5 一般事項
- (１) 本仕様書において特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記による他、メーカー仕様等の関係諸基準によるものとする。
- ア 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）
- (イ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）
- イ 防衛省整備計画局制定 土木工事共通仕様書
- (２) 駐屯地内、工事関係車両の通行ルートについては、請負者の責任において十分管理することとし、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等は土砂等の飛散物による粉塵等が発生しないように清掃すること。
- (３) 請負者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官の了承を得た後に作業を実施すること。
- (４) 仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施すること。
- (５) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真、撮影を実施すること。項目は、国土交通省営繕部制定「営繕工事写真撮影要領（最新版）」に従い作成すること。また写真は、工事完了後、速やかに印刷し、整理し１部提出すること。
- (６) 工事は請負業者の責任作業とし、工事に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。

- (７) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等についてはあくまで標準寸法であるため実際の作業に際しては現場での寸法、収まり等を優先する。その際、寸法又は位置を変更し、これらによって数量等を幾分増減するなどの軽微な変更は監督官の指示に従うものとする。その場合において請負金額の増減、または工期の延長はしないものとする。
- (８) 設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質、性能の確保が可能な工法、環境の保全に有効な工法等の提案がある場合は、監督職員と協議をすること。
- (９) 工事に際し設置又は既設部分への補強及び養生等が必要と考えられる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (10) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
- (11) 本工事の施工により発生した発生材において、売却可能なものは官側の指定した場所へ種類毎に整理し、発生材調書と共に官側へ引継ぐものとする。その他の産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号））に基づいて適正に処分すること。
- (12) 本工事で使用する材料については、グリーン購入法適合品の使用に努め、全て新品とする。また、材料承認願と承認図を事前に提出して、監督官の承認を受けたものを使用すること。
- (13) 本工事の施工に際し、関係官公庁に届出等が必要な場合は、請負者の責任において実施すること。
- (14) 喫煙所や便所など自衛隊施設の使用は監督官の指示に従うこと。
- (15) 工事実施日については、基本的に平日の午前８時３０分から午後５時までとする。やむを得ず、午後５時以降まで工事が及ぶ場合には、当日の午前１２時までには監督官の承認を受けるものとする。また、閉庁日に工事が及ぶ場合には、前日の午前１２時までには監督官の承認を受けるものとする。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

件 名	春日井宿舍洗面台取替工事	図面 番号	2 / 6
図 面 名 称	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			

6 特記事項 (※特記事項は、本特記仕様書記載内容及び図示による。)

(1) 共通

- ア 体温が37.5℃以上の作業員は作業の参加は認められない。
- イ 石綿障害予防規則、関係法令、通知及び大気汚染防止法に基づき、監督官の指示のもと石綿含有事前調査を実施して、都道府県及び労働基準監督署へ報告すること。
- ウ 石綿含有事前調査結果に基づいて必要な処置について、監督官と調整して施工すること。

(2) 機械設備工事

- ア 既設化粧洗面台は以下の通りである。
 - ・ ジャニス工業株式会社 洗面化粧ユニット LUS50FCT2
- イ 新設化粧洗面台については、以下の通りを参考とし、同等品以上のものとする。記載している型番等はあくまでも参考であり、製造者等を指定しているわけではない。
 - ・ 間口600mm×高さ1,730以上～1,830mm未満
 - ・ シングルレバーハンドル混合栓
 - ・ 化粧洗面台
 - ・ LIXIL株式会社 AR3N-605SY/VP1H
 - ・ ミラーキャビネット
 - ・ LIXIL株式会社 MAJX2-602TZJU
- ウ 化粧洗面台設置後、通水・通電試験を行い、問題なく使用できるよう確認すること。

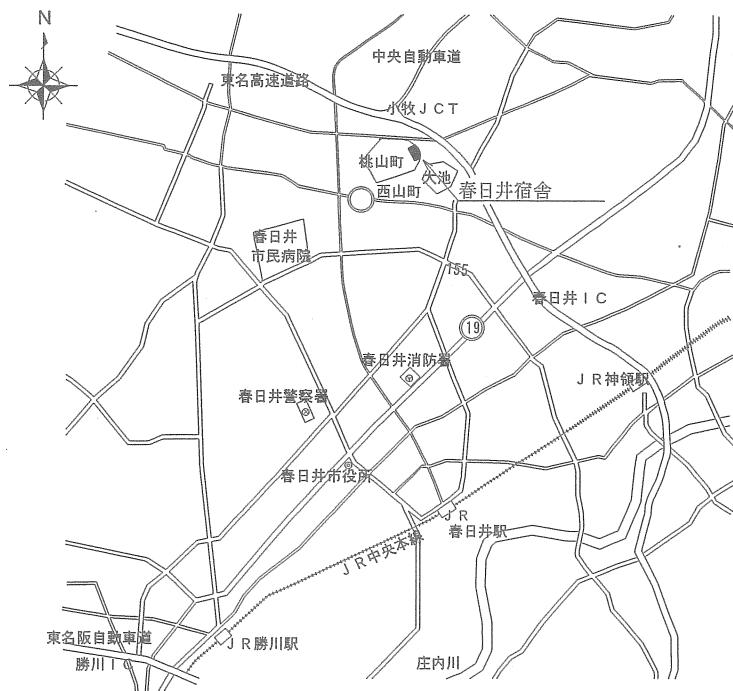
7 提出書類

- | | | |
|------|---------------------|--------|
| (1) | 工事工程表 | ・・・2部 |
| (2) | 工事費内訳書 | ・・・1部 |
| (3) | 現場代理人通知書 | ・・・1部 |
| (4) | 現場代理人経歴書 | ・・・1部 |
| (5) | 着工届・竣工届 | ・・・各2部 |
| (6) | 材料検査簿 | ・・・1部 |
| (7) | 使用材料承認願・材料一覧表・承認図等 | ・・・各1部 |
| (8) | 出荷証明書 | ・・・1部 |
| (9) | 発生材調書 | ・・・1部 |
| (10) | 工事写真 | ・・・1部 |
| (11) | 産業廃棄物管理票(写) | ・・・1部 |
| (12) | 産業廃棄物収集運搬処分委託契約書(写) | ・・・1部 |
| (13) | 施工体制台帳 | ・・・1部 |
| (14) | その他指示された書類 | ・・・1部 |

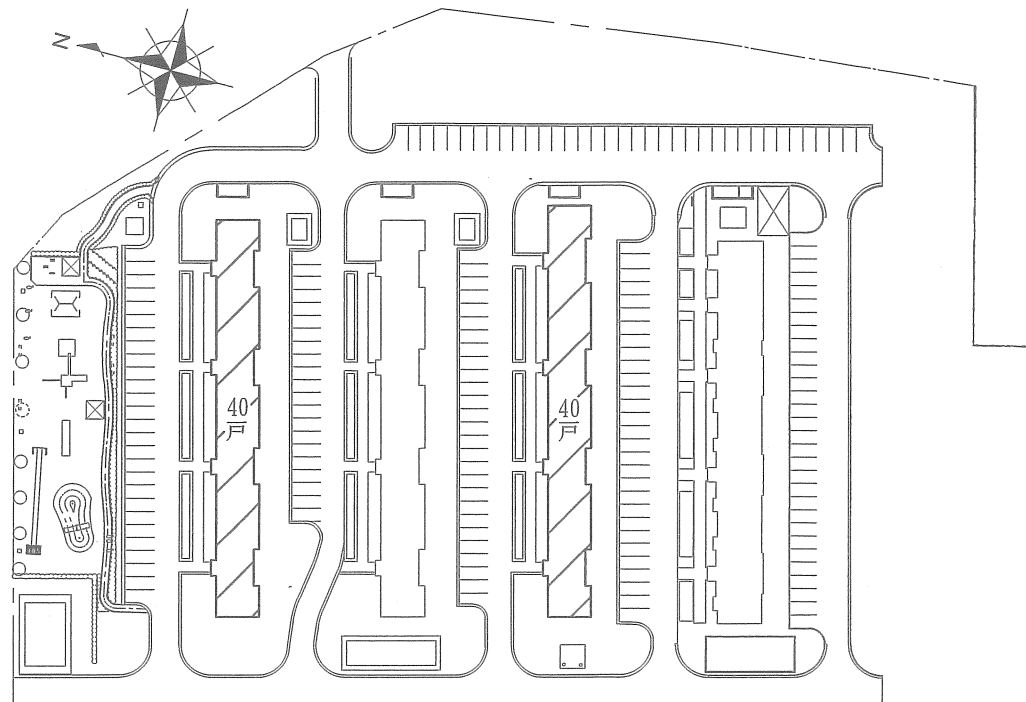
8 検査

本工事の検査は、検査官の完成検査をもって検査合格とする。手直し等が生じた場合は、手直し終了後に再検査を実施する。

件名	春日井宿舍洗面台取替工事	図面番号	3 / 6
図面名称	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



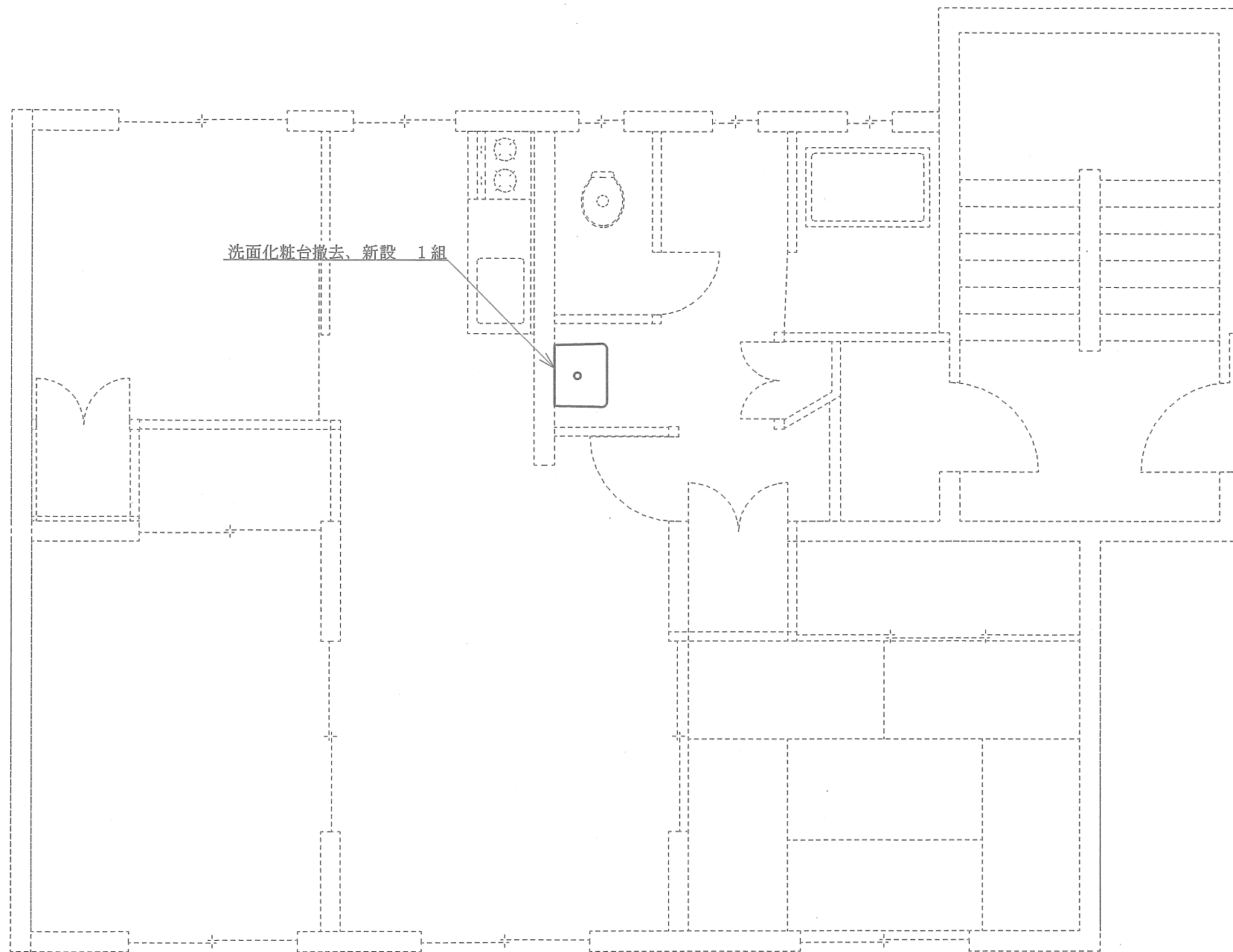
案内図 S=1/X



工事場所 (計80戸)

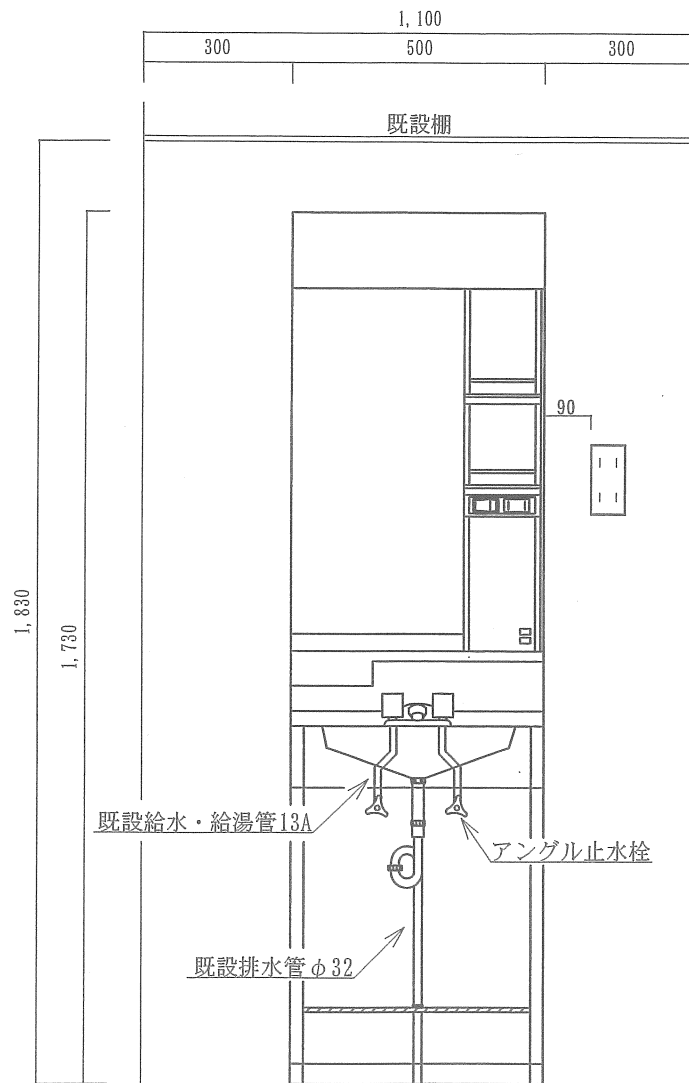
配置図 S=1/X

件名	春日井宿舎洗面台取替工事	図番	4/6
図名	案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



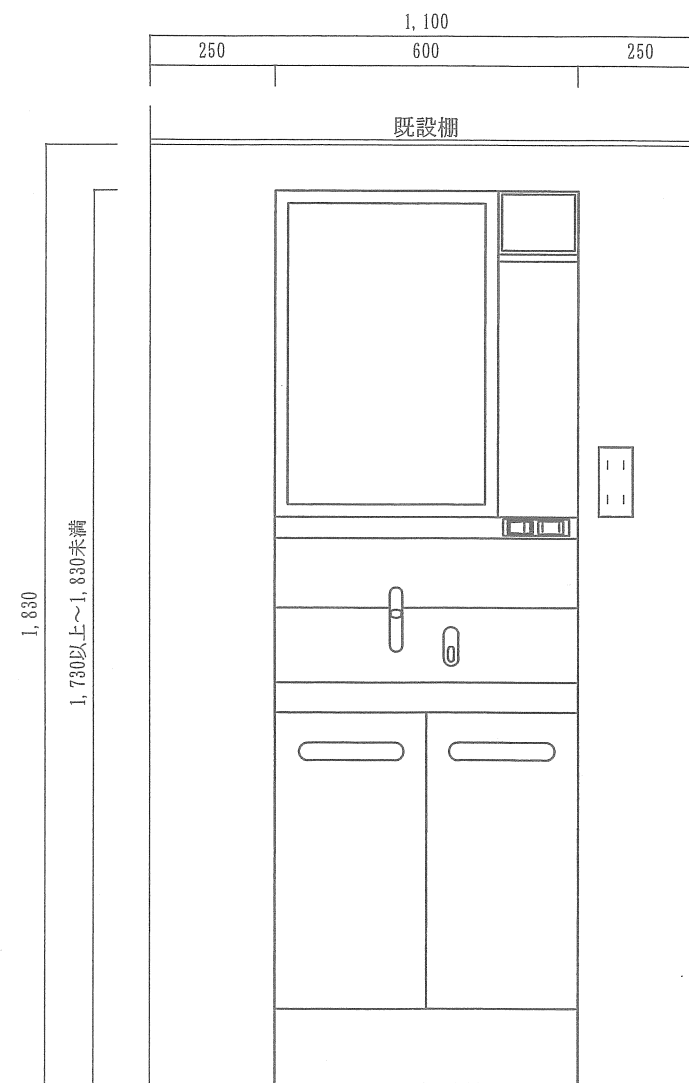
2・3号棟平面図 1/50

件名	春日井宿舎洗面台取替工事	図番	5/6
図名	平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



ジャニス工業株式会社 洗面化粧ユニット LUS5OFCT2
既設洗面台撤去 (ミラーキャビネット含む) 1組
給排水管取外し 1式

既設洗面化粧台立面図 1/15



配管接続時にはバルブソケット等を使用して漏水のないようにして通水試験を行う事
洗面化粧台新設 (ミラーキャビネット含む) 1組
アングル止水栓新設 1組
給排水管接続 1式

新設洗面化粧台立面図 1/15

件名	春日井宿舎洗面台取替工事	図番	6 / 6
図名	立面図	縮尺	図示
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			

工 事 数 量 算 出 表

工事件名		春日井宿舍洗面台取替工事				
名 称	概 要	単位	数量	算 出 基 礎	備考	
1 機械設備工事						
(1) 撤去工事						
ア 洗面台撤去		組	80.0	仕様書 2/6 より		
(2) 衛生器具設備						
ア 洗面台新設		台	80.0	仕様書 2/6 より		
イ 止水栓新設		個	160.0	仕様書 2/6 より		
2 その他工事						
(1) 発生材処分						
ア 収集運搬処分		式	1.0	仕様書 2/6 より		

入 札 説 明 書

陸上自衛隊春日井駐屯地の春日井宿舍洗面台取替工事に係る入札公告（建築工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

令和5年5月23日

2 契約担当官等

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹

〒486-0803 愛知県春日井市西山町無番地

3 工事概要

(1) 工事名

春日井宿舍洗面台取替工事

(2) 工事場所

愛知県春日井市西山町1567-1 陸上自衛隊春日井宿舍（2・3号棟）

(3) 規 格

仕様書のとおり

(4) 工 期

令和6年3月29日

(5) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」「管工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 防衛省競争参加資格の等級が次のいずれかであること。

ア 「建築一式工事」に係る等級がD等級以上

イ 「管工事」に係る等級がC等級以上

- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同等の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 二級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。（建築一式工事の場合）

イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築一式工事」「管工事」のうち、令和元年度以降令和4年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合にまでに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又

は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合(共同企業体を含む。)の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 近畿中部防衛局管轄区域内(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)に当該工事業にかかる許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者である。

(1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

入札公告のとおり。

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4

(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、入札公告に示すとおり。

(2) 申請書は、「一般競争参加資格確認申請書」により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成 19 年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、別添「同種の工事の施工実績」及び別添「配置予定の技術者」に記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記 4 (5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を 1 件記載する。記載様式は別添「同種の工事の施工実績」とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 版 1 枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記 4 (7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別添「配置予定の技術者」に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に

完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別添「工程表」に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和5年6月16日までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先

上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期間

競争参加資格確認通知書の通知の日から令和5年6月23日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和5年6月28日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

令和5年5月23日から同年6月9日まで（行政機関の休日を除き午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。））

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和5年5月23日から令和5年6月30日までの間、上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

入札公告のとおり。

イ 提出場所

入札公告のとおり。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

入札公告のとおり。

12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつ

ては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記 10(1) アに同じ。

イ 提出場所

上記 10(1) イに同じ。

ウ 提出方法

上記 10(1) ウを参照

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、次のいずれかに該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

ア 未提出であると認められる場合

(ア) 工事費内訳明細書が白紙である場合

(イ) 工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

数量、単価、金額等の記載が欠けている場合

ウ 記載すべき事項に誤りがある場合

(ア) 発注案件名に誤りがある場合

(イ) 提出業者名に誤りがある場合

(ウ) 工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

エ その他

他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

- (1) 開札の日時及び場所
入札公告のとおり。
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札公告に定める基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊春日井駐屯地で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、入札公告に定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の可否等

契約書を作成するものとする。

20 火災保険付保の可否

要

21 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

令和5年6月29日から同年7月7日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時15分から午後5時までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

23 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和３年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成３０年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成２９年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和３年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和３年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和３年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（令和４年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（平成３０年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

標準競争参加資格確認申請書作成要領

春日井宿舍洗面台取替工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各 1 部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1 部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が 20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 記載する工事は、平成 16 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを 1 件記載して下さい。
なお、同種工事との判断が難しい場合は 3 件程度まで記載されても可とします。
- (2) 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第 220 号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第 134 号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第 4404 号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第 15542 号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第 7160 号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (3) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (4) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

- (5) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (6) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (7) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (8) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。）第 86 条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成 16 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成 13 年 12、月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間 入札公告のとおり。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、持参により提出して下さい。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

〒486-0803 春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊

担 当：赤塚

TEL：0568-81-7183（内線345）

FAX：0568-81-9072

E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- (3) 説明を求められたときは、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊

担 当：赤塚

TEL：0568－81－7183（内線345）

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和5年5月23日付けで入札公告のありました春日井宿舎洗面台取替工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	年 月～ 年 月
	受注形態	単体／ J V （出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号 ） 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
- 「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
- 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項	目	
氏	名	
最	終 学 歴	
法 令 に よ る	資 格 ・ 免 許	
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注者名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
最	終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任（監理）技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注者名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任（監理）技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工程表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

入 札 書

件 名：春日井宿舍洗面台取替工事

入札金額（税抜）：

規 格：仕様書のとおり

単位数量：1 S T

工事場所：仕様書のとおり

工 期：契約締結日～令和6年3月29日まで

入札保証金：免 除

上記の金額をもって、入札条件及び契約条項承知の上入札いたします。
当社は暴力団排除に関し入札心得に定める事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

- ※ 工事費内訳明細書が白紙である場合、その入札は無効
- ※ 工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合、その入札は無効
- ※ 工事費内訳明細書は、表紙のみに業者名を記載すること

令和 年 月 日

市場価格調査書

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

¥ (税抜)

名 称	規 格	単位	数量	金額 (税抜)
春日井宿舎洗面台 取替工事	仕様書のとおり	ST	1	
上記金額の内訳				

※メール又はFAXで令和5年6月28日17時までに送付ください。

受 領 書

商号又は名称：

持参者氏名：

次の入札案件の入札書・工事費内訳明細書等を受領しました。

受領日時： 年 月 日 () 時 分

工事件名：春日井宿舎洗面台取替工事

開札日時：令和5年6月30日（金）午後1時30分

開札場所：陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 入札室

(受領者)

第408会計隊春日井派遣隊

(管理者)

第408会計隊春日井派遣隊

派遣隊長

注：1 正本を2部作成し、持参者と発注者双方が1部ずつ保管する。

注：2 本報告書を適宜訂正して使用すること。